

船舶事故調査報告書

令和8年3月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年8月12日 22時10分頃
発生場所	三重県桑名市木曾川河口の導流堤 揖斐川口灯台から真方位028° 2.1海里（M）付近 （概位 北緯35° 01.8′ 東経136° 44.5′）
事故の概要	プレジャーボート オーロ・ジャクソン号は、航行中、導流堤に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年8月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート オーロ・ジャクソン号、1.5トン
船舶番号、船舶所有者等	242-30614愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 月出時刻：20時28分、月齢：18.3
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、木曾川に架かる木曾川大橋の上流側で乗船者が釣りを行った後、愛知県飛鳥村の定係地に向けて帰航を開始した。</p> <p>船長は、右舷方に見えていた陸岸を目視で確認しながら手動操舵によって、陸岸に沿って木曾川河口方向に約30km/hの対地速力で本船を南南東進させた。</p> <p>船長は、右舷方の陸岸から離れているように感じ、作動させていたGPSプロッターで船位を確認しないまま右舵を取った。</p> <p>本船は、西寄りの進路となって木曾川右岸の河口部に築造された導流堤（以下「本件導流堤」という。）に接近し、本件導流堤に乗り上げて停止した。</p> <p>船長は、直ちに118番通報を行い、救助を要請した。</p> <p>本船は、乗船者全員が一旦本件導流堤上に移動して身の安全を確保した後、自然離礁したので、乗船者全員が再び乗って自力航行で定係地に戻った。</p> <p>（図1 参照）</p>



一般財団法人日本水路協会発行の航海用電子参考図（new pec）使用

図1 事故発生経過概略図

船長は、約7年の小型船舶の操縦経験があり、月1回程度愛知県名古屋港南方沖で釣りを行っていたが、木曾川河口付近を航行した経験がほとんどなかった。また、本件導流堤の存在を知っていたものの、事前に航行予定海域の水路調査を行っていなかったため、詳細な水路事情及び本船の喫水を把握していなかった。

本件導流堤は、木曾川右岸の河口部に設けられ、全長4,680mで、水位が高いときには海面下となる潜堤として海図及びヨット・モータボート用参考図に記載されている。本事故当時、本件導流堤の天端（頂部）は海面下であった。

**分析**

本船は、夜間、木曾川河口付近を南南東進中、船長が、水面下の本件導流堤を目視できない状況下、不慣れな海域を右舷方陸岸との目測に頼って操船し、GPSプロッターを活用するなど船位の確認を行っていなかったことから、本件導流堤付近を航行していることに気付かずに右舵を取り、水面下の本件導流堤に乗り揚げたものと考えられる。

船長は、事前に航行予定海域の水路調査を行っていなかったことから、本件導流堤付近に至って右舷方の陸岸が途切れた際、陸岸から離れていると感じて右舵を取ったものと考えられる。

**原因**

本事故は、夜間、本船が木曾川河口付近を南南東進中、船長が、不慣れな海域を右舷方陸岸との目測に頼って操船し、GPSプロッターを活用するなど船位の確認を行っていなかったため、本船が本件導流堤付近を航行していることに気付かずに右舵を取り、本船が水面下の本件導流堤に乗り揚げたものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型船舶の船長は、夜間に目視では視認しづらい堤防、養殖施設、他船等の障害物付近を操船する際は、確実に障害物との距離を保つことができるよう、コンパス、レーダー、GPSプロッター等の航海計器を活用して周囲の見張り及び船位の確認を行い、安全な速力で航行すること。</li><li>・ 小型船舶の船長は、事前に航行予定海域の水路調査を行い、予定針路、目標となる物標、距離を保つべき障害物などを確認すること。</li></ul>
--------------	---